

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例

札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成 28 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 21 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。
- (2) 附則第 8 条中「日本電信電話株式会社に」を「日本電信電話株式会社（同法第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。）に」に改める。
- (3) 附則第 10 条中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。
- (4) 附則第 12 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 8 条及び第 10 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 21 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職教育職員（札幌市立学校教育職員退職手当条例第 2 条に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職教育職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(理 由)

雇用保険法及び国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、就業促進手当に相当する退職手当の支給対象を変更する等のため、本案を提出する。